

各運動領域については、運動の取り上げ方を弾力化するなどして、運動に親しむ資質や能力を育てるようにすること。また、保健領域については、新小学校学習指導要領において第3学年から導入された趣旨を踏まえ、特別活動における健康や安全に関する指導との関連に留意しつつ、適切に指導するようにすること。

11 道 徳

(1) 移行措置の内容（告示11関係）

各学年の指導については、新小学校学習指導要領によることとしたこと。

(2) 学習指導上の留意事項

道徳については、心の教育を充実する観点等から、移行期間中から新小学校学習指導要領によることとしているので、例えば低学年では善悪の判断や社会生活上のルールなどの指導を重視するなど児童の発達段階に応じた指導を工夫するとともに、ボランティア活動や自然体験活動など体験活動を生かすようにすること。

12 特別活動

(1) 移行措置の内容（告示12関係）

各学年の指導については、新小学校学習指導要領によることとしたこと。

(2) 学習指導上の留意事項

特別活動については、心の教育を充実する観点等から、移行期間中から新小学校学習指導要領によることとしているので、その趣旨の実現を図ること。特に、クラブ活動については、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるが、現行の学校教育法施行規則別表第1に定める特別活動の授業時数を充てることもできることを考慮し、その授業時数を定めること。

Ⅲ 関連事項

平成14年度以降に実施する中学校の入学選抜における学力検査については、新小学校学習指導要領に定める各教科の内容が出題範囲となるようにすること。また、移行期間中に実施する中学校の入学選抜における学力検査については、各教科の移行措置の内容に配慮した出題範囲となるようにすること。（次官通知の記の第1の5関係）